

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 12 (25. 6. 6)	総 務	<p>鳥取県が行った控訴の取下げについて</p> <p>▶陳情理由</p> <p>1 裁判所で、鳥取県が不合理・不誠実な弁解に終始していることを知っていただきたい。 訴訟費用は県費であり、これ以上貴重な税金を使って、控訴人（被告）鳥取県に、常識や証拠に反する不合理・不誠実な弁解を続けさせることは不適當である。</p> <p>(1)鳥取県が、法律上差押えが禁止されている児童手当を狙い撃ちにしたことは明白である。</p> <p>①鳥取県は、児童手当が振り込まれた僅か9分後に差押えを行っている。</p> <p>②児童手当が6月11日に支給されることは法律で決まっている。</p> <p>③鳥取県は、原告側の追及により、本件差押えの約1年前に預金調査を行い、6月11日に本件口座に児童手当が入金されることを把握していることが明らかになった。</p> <p>④裁判所の調査によって、鳥取県は差押え当日も預金調査をし、本件口座の預金のうち99.99%が児童手当であることを把握していたことが明らかになった。</p> <p>(2)鳥取県の不合理・不誠実な主張 鳥取県は、一貫して、児童手当が振り込まれる口座だとは知らなかった、児童手当が振り込まれた僅か9分後に差押えを行ったのは偶然であるとの極めて不合理・不誠実な弁解に終始している。</p> <p>(3)鳥取地方裁判所の判決 平成25年3月29日、鳥取地方裁判所（和久田斉裁判長）は、『平成21年（行ウ）第3号 滞納処分取消等請求事件』（『児童手当差押え事件』という）の判決において、</p> <p>①被告の主張を裏付ける的確な証拠もない。 ②曖昧な証言に終始しており、供述態度も芳しくない。 ③あえて児童手当の振込み時期に合わせて差押えを実施した。</p>	<p>『鳥取県児童手当差押え訴訟』原告を支援する会 代表 奥 田 清 治 (鳥取市西品治 105-26)</p> <p style="text-align: right;">外4, 811名 232団体</p>	

		<p>④県税局職員が本件差押え処分を執行した際には、本件取引履歴を確認して、差押えに係る本件預金債権の原資のほとんどが児童手当を原資とするものであることを現実に認識した。</p> <p>⑤本件差押え処分を取り消さなければ、児童を養育する家庭の生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とする児童手当の趣旨（児童手当法第1条参照）に反する事態を解消できず、正義に反するものと言わざるを得ないから、本件差押え処分は権限を濫用した違法なものと評価せざるを得ない。</p> <p>⑥原告は、本件差押え処分によって、子を持つ父親として多大な精神的苦痛を被ったと認めるに難くない。 と認定し、鳥取県に対し差押えた金員（児童手当を含む）の返還と慰謝料等の支払いを命じた。</p> <p>(4) 不当控訴 ところが、鳥取県は4月12日、広島高等裁判所松江支部に「控訴」した。 現在に至っても、不合理・不誠実な弁解を続けようとしている。</p> <p>(5) 県議会におかれては、調査のうえ、鳥取県が裁判において、極めて不合理・不誠実な弁解に終始している実態を把握していただきたい。 県議会の実態把握のため、県議会より原告・弁護団に対し「参考人招致」等があれば、積極的に応ずる意向である。</p> <p>2 控訴取下げの意見を上げていただきたい。 具体的個別的争点は「判決」が断じた通りであるが、私たちは下記理由からも「控訴」に反対する。</p> <p>①児童手当は子どものために使うものである。 ②差し押さえられた預金の99.99%は児童手当であり、これを子どものために使用させなくすることは、「子育て王国とっとり」の政策に反する。</p>		
--	--	--	--	--

3 この裁判は、マスコミ等でも大きく報道され、全国的にも注目を集めている。県議会議員各位におかれては、執行部をチェックすべき立場から是非とも重大な関心を持っていただき、議論していただくようお願い申し上げます。

▶陳情事項

- 1 鳥取県は、平成 25 年 3 月 29 日鳥取地方裁判所判決（和久田斉裁判長、平成 21 年（行ウ）第 3 号『滞納処分取消等請求事件』）裁判において、また、判決言い渡し後の現在に至っても、極めて不合理・不誠実な弁解に終始している。県議会は、調査を行ったうえで、この実態を把握していただきたい。
- 2 鳥取県は、同上判決を真摯に受け止め、「控訴」を取下げよう、議会として意見を上げていただきたい。